

有する方およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方。

※ただし、過去に成人用肺炎球菌ワクチン（ポリサツカライド）の接種を受けたことのある方は対象となりません。

### ■持参するもの

住所および生年月日が確認できるもの（健康保険証・後期高齢者医療被保険者証・運転免許証等）を必ず持参してください。

※接種前に4月に各戸配布した「成人用肺炎球菌予防接種実施について」をよく読んで接種してください。

※予診票は医療機関にあります。

## 特定不妊治療費の助成を実施しています

町では、不妊治療を受けているご夫婦の経済的な負担を軽減するため、特定不妊治療費の一部を助成しています。

■対象者（次のすべてに該当する方が対象です）

- ・ 法律上の婚姻をしている夫婦
- ・ 申請日に、周防大島町に住民を有している夫婦
- ・ 山口県が指定する医療機関において特定不妊治療を受けた夫婦

※他の都道府県が指定している医療機関も可能です。

・ 特定不妊治療以外の治療法によって妊娠の見込みがないかまたは極めて

少ないと医師に診断された夫婦

### ■助成内容

#### ▼助成の範囲と回数

○妻の年齢が43歳になるまでに治療を開始された夫婦で、通算10回までを助成  
※これまでの助成回数を含みます。

#### ▼助成額等

①夫婦の合計所得額730万円未満の場合  
・ 山口県の助成が受けられる場合（※先に県への助成申請を行ってください）  
治療に要した費用から山口県の助成

決定額を差し引いた額に対して、1回の治療につき、15万円（治療区分によっては7万5000円）を上限として助成。

・ 過去の助成回数により、山口県の助成が受けられなくなった場合  
1回の治療につき、30万円（治療区分

によっては、15万円）を上限として助成。  
②夫婦の合計所得が730万円以上の場合

・ 1回の治療につき、7万5000円（治療区分によっては、3万7500円）を上限として助成。

※夫婦の合計所得は、申請日の前年（1月から5月までの申請については前々年）分です。

※上記の特定不妊治療費の助成制度とは別に、人工授精および一般不妊治療費の助成制度がありますので、詳しくはお問い合わせください。

### ■申し込み・問い合わせ

健康増進課健康づくり班

☎0820(73)5504

## お元気でか？

こちらは保健師です

### 子どもとメディアの付き合い方を考えよう

テレビやスマートフォンなどのメディアは現代の子育て家庭にとって非常に身近な存在となっています。メディアを利用して様々な情報をすばやく得ることができ、どの情報を信じていいのかかわからなくなったり、幼い子どもについては育ちや健康に与える影響を考え、悩んでいる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

昨年度、乳幼児を持つ保護者を対象に子育て教室を開催し、「子どもとメディアを育てよう！〜メディアとの付き合い方を考える〜」と題して国立病院機構柳井医療センター臨床心理士 長村和美先生に講演をいただきました。その時の講演の内容を少しご紹介します。

人は生まれてからの数年、乾いたスポンジがたくさんの水を吸収するように、かなりのスピードで発達していきます。そこで重要になってくるのは、子どもの状態に合わせた様々な『刺激』です。『刺激』

周防大島町保健師

石原 憲子

(健康増進課健康づくり班)

とは、子どもと目と目を合わせ、「今日のお空は青いな」「かわいいお花が咲いているね」と語りかけながらやり取りすること、つまり『対話』です。子どもは『対話』を通して、他者に自分の思いを伝えること、他者の思いを理解し他者と協力することで、コミュニケーション能力を高めることができるようになります。

テレビやスマートフォンなどは大人でも眠れなくなるくらいの刺激に溢れています。一方通行で『対話』ではないため、子どものコミュニケーション能力は育ちにくく、いわれられています。「テレビやスマートフォンは悪影響だから見ない方がいい」ではなく、「どう上手に使うか」が大事です。あらためて家族みんなでメディアとの付き合い方を考えてみませんか。

### ■問い合わせ

健康増進課健康づくり班

☎0820(73)5504